

浄化槽法第11条に基づく定期検査への効率化検査の導入に係る説明会 次第

とき 平成25年7月26日（金）14:00～
ところ 大阪府新別館北館4階 多目的ホール

1 あいさつ

2 効率化検査の概要について

〔大阪府 健康医療部環境衛生課水道・生活排水グループ 総括主査 波元恭子〕

3 採水員業務等を行うための資格要件、その業務内容などについて

〔一般社団法人大阪府環境水質指導協会 事務局長兼企画調査部長 山本康次〕

4 質疑応答

5 その他

資料1 浄化槽法第11条に基づく定期検査への効率化検査の導入について

資料2 効率化検査の係る各種規定について

資料3 効率化検査について

（参考資料）浄化槽法第11条検査実施要綱、効率化検査ガイドライン、指定保守点検業者指定要領、採水員講習会実施要領、採水員業務要領、法定検査適正化委員会設置要領

浄化槽法第 11 条に基づく定期検査への効率化検査の導入について（平成 25 年 9 月～）

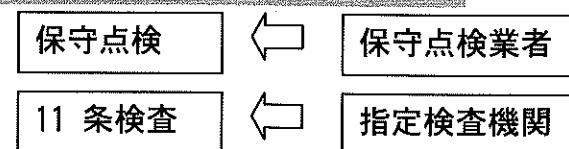
現 状

- 背景
 - ・生活排水の 100% 適正処理達成に向け、合併処理浄化槽整備をより一層推進
 - ・個人設置の浄化槽では、適切に管理されていない浄化槽が見受けられ、苦情の原因になることがあり、浄化槽の府民の信頼性が十分とは言えない状況
 - ・適正管理を確認するための 11 条検査は、6.5% (H22) と極めて低い状況
 - ・浄化槽の一層の整備促進を図るには、受検率の向上を図り浄化槽の府民の信頼を揺るぎないものとする必要がある
- 府域の現状 (H22 年度)
 - * 浄化槽設置基數：約 17 万基（約 7 割が単独処理浄化槽）
10 人槽以下 約 14 万基（約 8 割）
 - * 11 条検査受検率：6.5%（全国ワースト 3 位）
10 人槽以下 約 4%
 - * 浄化槽の維持管理費用
下水道料金に比べ浄化槽管理者の負担が重い。
- 全国の状況 (H22 年度)
 - * 浄化槽設置基數：約 794 万基（約 6 割が単独処理浄化槽）
 - * 11 条検査受検率：30.4%
 - * 効率化検査導入の 29 府県では、受検率上昇が顕著（H14～H22 で 21.4 ポイント改善）
- 近年の導入府県
埼玉県 (H23.10～)、山梨県 (H24.4～)

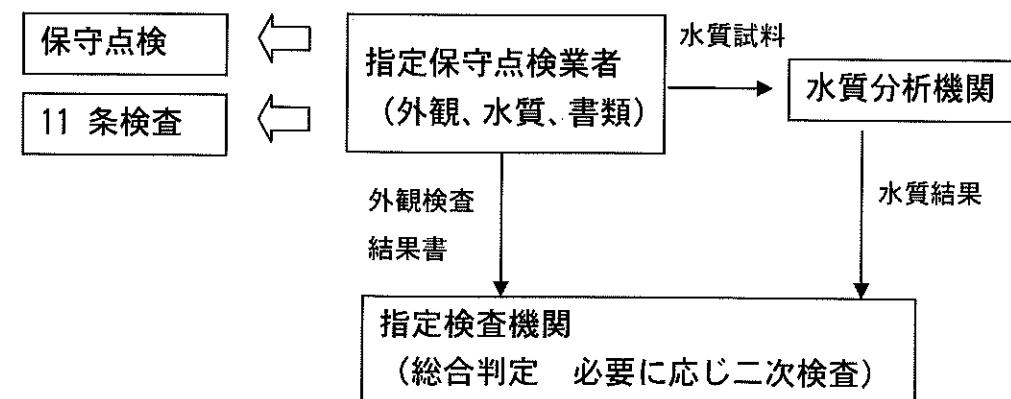
効率化検査について

- 10 人槽以下の合併・単独処理浄化槽を対象
 - * 10 人槽以下の受検率向上が不可欠
 - * 大型浄化槽については、これまで通り、検査員が現地で詳細な検査を実施
- 検査の効率化を図り管理者負担を低減【手数料の値下げ】
 - * 処理水質 (BOD) を主な指標として外観検査の一部を省略
 - * 検査業務の一部を検査機関の指定保守点検業者（採水員）に委託

現行、指定保守点業者でない場合



指定保守点業者の場合



効率化検査に係る各種規定について

効率化検査に係る各種規定について		
【 11条検査実施要綱 】	大阪府が定める要綱等 【 効率化検査ガイドライン 】	協会が府と協議して定める要領等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 協会が実施する 11条検査について「検査業務の適正かつ確実な実施」を確保するため必要な事項を定める（第1条） ○ 11条検査は、H7.6.20付け厚労省通知に基づく全項目検査を実施するものとする（第2条第1項） ○ 10人槽以下の浄化槽について、協会の責任と監督のもと、効率化検査ガイドラインに基づく効率化検査を協会に行わせることができるものとする（第2条第2項） ○ 一定の要件を満たす指定保守点検業者に、採水員業務を協会が委託することができる（第2条第3項） ○ 採水員業務は、当該業者に属する浄化槽管理士のうち、一定の要件を満たす者（以下「採水員」という。）に指定保守点検業者が行わせる（第2条第3項） ○ 11条検査の客観性と公平性を確保するため、5年に1回、全項目検査を実施（第2条第4項） ○ <u>指定保守点検業者の指定の方法、採水員の資格要件及び採水員業務については、協会が府と協議して定める</u>（第2条第5項） ○ 効率化検査による水質検査（第3条） <ul style="list-style-type: none"> * 透視度、総残留塩素濃度（現場検査） * BOD（あらかじめ協会が指定した計量証明事業所で実施） ○ 11条検査の結果判定（第4条） <ul style="list-style-type: none"> * 効率化検査ガイドライン、法定検査判定基準に基づき判定 * 検査結果は、協会が通知 ○ <u>協会は法定検査適正化委員会を設置する</u>（第5条） ○ その他必要な事項については、府と協会が協議して定める（第6条） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率化検査の実施にあたって、検査の適正な実施と判定の統一を図る ○ 効率化検査の対象浄化槽 <ul style="list-style-type: none"> * 10人槽以下の浄化槽 * <u>府と協議の上、協会による検査を実施する浄化槽</u> ○ 採水員が検査に先立って把握する基礎的な情報（①管理者氏名、②設置場所・連絡先、③設置・使用開始年月日、④製造業者・型式、⑤人槽・実使用人員、⑥建築物用途、⑦処理方式・BOD処理目標水質、⑧清掃業者、保守点検業者、⑨医薬品等特殊な使用条件、⑩放流先） ○ 効率化検査による検査項目 <ul style="list-style-type: none"> * 外観検査（①槽上部・周辺の利用・構造の状況、②流入管渠の水流の状況、③放流水管渠の水流の状況、④悪臭の発生状況、⑤消毒設備の固定状況、⑥消毒剤の有無、⑦処理水と消毒剤の接触状況、⑧汚泥堆積・スカムの生成状況、⑨ばっ気装置の稼働状況、⑩油脂類の流入の状況、⑪溢流の状況、⑫漏水の状況、⑬か、はえ等の発生状況） * 水質検査（①総残留塩素濃度、②透視度、③BOD） * 書類検査（①保守点検記録の有無及び実施状況、②保守点検回数、③清掃記録の有無及び実施状況、④清掃回数） ○ 判断方法 ○ 2次検査 ○ 総合判定 ○ 総合判定が不適の場合の対応 ○ 精度管理 <ul style="list-style-type: none"> * 法定検査適正化委員会の設置 * 5年に1回の全項目検査による確認 * クロスチェックの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・協会が採水員毎に適切な方法で抽出 ・協会が効率化検査に準じた検査を実施 ・効率化検査実施後1月以内に実施 ・毎年の検査実施数の1%以上 ○ その他必要な事項については、府と協会が協議して定める <p style="text-align: center;">} 効率化検査ガイドライン参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【 協会が自ら検査を行う浄化槽 】（ガイドライン） <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで継続的に受検している浄化槽や浄化槽市町村整備推進事業で整備された浄化槽等 ○ 7条検査受検後、2年以内の浄化槽 ○ 7条検査未受検浄化槽 ○ 指定保守点検業者以外の業者が保守点検を実施している浄化槽 【 指定保守点検業者指定要領 】（要綱第2条第5項） <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定保守点検業者が満たすべき資格要件と指定方法を定める。 ○ 協会が指定保守点検業者の申請により指定 <ul style="list-style-type: none"> * 指定保守点検業者の有効期間は3年 ○ 指定保守点検業者の要件 <ul style="list-style-type: none"> * 府内で登録を受けている者であること * 当該保守点検業者専任の採水員（過去3年以内に採水員講習会を受講）を置くこと * 協会の会員であること * その他 協会が必要と認めて府の承認を得る事項 ○ 指定の拒否 <ul style="list-style-type: none"> * 浄化槽法等に基づく处分から2年を経過しない者 * 指定を取り消され（業者、採水員）、2年を経過しない者 ○ 指定保守点検業者名簿（採水員氏名を含む）への登録と関係行政機関への通知 ○ 指定保守点検業者指定書、採水員証明書の交付 ○ 遵守事項 <ul style="list-style-type: none"> * 採水員以外の者に採水員業務を行なわせてはならない * 採水員業務の適正実施 * 採水員が不適切な行動した場合の措置（業務停止、協会へ報告） * 採水員証明書の携帯 ○ 指定の取消し（懲罰）、指定の解除（解除申請、要件を満たさなくなったとき）、指定書及び証明書の返納（取消し又は解除された場合）、変更届 【 採水員講習会実施要領 】（要綱第2条第5項） <ul style="list-style-type: none"> ○ 採水員講習会の実施に当たって必要な事項を定める ○ 講習会は協会が主催する ○ 受講対象者 <ul style="list-style-type: none"> * 府内の浄化槽保守点検登録業者及び協会の会員に所属している浄化槽管理士 ○ 講習会は3年に1回以上開催する ○ 講習科目 ○ 修了証明書の交付 【 採水員業務要領 】（要綱第2条第5項） <ul style="list-style-type: none"> ○ 採水員の業務内容や遵守事項等を定める ○ 業務内容（基礎的事項の情報把握、外観検査に係る確認、総残留塩素濃度・透視度の測定、BOD検査試料の採取、書類検査に係る確認、その他、前各号に伴う業務）、遵守事項、基礎情報の確認内容、BOD検査試料の採取方法、試料の搬送・保存方法、総残留塩素・透視度の測定方法、外観検査の項目、書類検査内容、守秘義務 【 法定検査適正化委員会設置要領 】（要綱第5条） <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定検査適正化委員会の設置について必要な事項を定める ○ 協会が事務局となって設置 ○ 組織及び委員 <ul style="list-style-type: none"> * 10人以内で組織 * 学識経験を有する者、行政機関、協会を代表する者（任期は2年） ○ 委員長は委員の互選 ○ 審査事項 <ul style="list-style-type: none"> * 浄化槽法第7条に基づく設置後等の検査の精度管理 * 浄化槽法第11条に基づく全項目検査及び効率化検査の精度管理 * 協会が採水員を不適切と認めた処分内容及び再発防止策 * 効率化検査の適正な実施と信頼性確保に関する必要な事項